

< TeamJBA での移籍手続き >

【事前準備】

- ①移籍ガイドに従い、移籍申請書をダウンロードする。
- ②移籍先チームの責任者が必要事項を記入し、押印して書類を完成させる。
- ③移籍先の情報が記入された申請書を移籍元チームに提出し、移籍の申し出とともに書類作成を依頼する。
- ④移籍元チームは、書類に必要事項を記入して、競技者または移籍先チームへ提出する。

【書類作成後】

- ⑤完成した書類に不備がないかを確認して、県協会に紙媒体で書類を提出する。(郵送もしくは直接提出)

| | |
|-----|---|
| 提出先 | 〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南1丁目11番 12号 水産会館4A1号室 (一財) 岐阜県バスケットボール協会 事務局 移籍処理担当宛 |
|-----|---|

- ⑥県協会事務局が届いた書類の不備を確認する。移籍先チームに書類の受理のメールが届く。
※この時点では、まだ承認されていません。
- ⑦県協会担当者が移籍回数の確認し、移籍を承認する。移籍先チームに移籍の可否を連絡される。
- ⑧移籍可の連絡が届いたら、移籍元チームに「退部申請承認」の依頼をする。

【TeamJBA での処理】

- ⑨移籍先チームは、TeamJBA の「メンバー代理登録申請」で該当選手「追加登録」を行う。
- ⑩移籍元チームが「脱退申請」を承認する
→部会担当者により承認作業が行われ、移籍が完了します。

| 移籍元チーム責任者 | 競技者 | 移籍先チーム責任者 |
|---------------------|--|---|
| ④移籍書類に必要事項記入 | (1)移籍元チームに移籍の意思を伝え、移籍申請書をダウンロードして書類の作成 | ②移籍書類の作成 ③移籍元チームに書類作成の依頼 |
| | | ⑤書類を確認して県協会に提出 ※紙媒体で、郵送もしくは直接 ⑥協会から書類受理のメールを受信 ⑦協会から移籍可否のメール ⑧移籍元チームへ移籍可の連絡 |
| ⑩TeamJBA で「脱退申請」を承認 | | ⑨TeamJBA の「メンバー代理登録申請」で追加登録 |

⑩脱退申請 (承認処理)

⑨追加登録

部会担当者が承認処理 (申請承認)

【留意点】

1. 所属先を決めるのは、競技者です。競技者の意向を尊重した移籍となるよう責任者にご協力ください。
2. 移籍手続きとなりますので、「脱退」を「抹消」と間違えないようにしてください。
3. JBA の移籍ガイドをよく読んで、理解してから作業を行ってください。
4. TeamJBA での処理を進める前に**県協会への書類提出は必須**となります。
書類提出が無かったり、**県協会で移籍承認がされる前だったり、承認されていない場合は、TeamJBA で処理しても承認されません。**
5. UI5 選手権大会に向けての移籍については、承認受付の期日、承認審査の機会が限られていますので、早めに決断と対応をしてください。**大会出場のためには、8月31日までにすべての処理の完了が必須です。**

| |
|---|
| <p>【UI5 カテゴリー登録 (移籍) ページ】 http://u15.japanbasketball.jp/registration/ 【UI5 カテゴリー移籍申請書 (記入用)】 http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_UI5_TransfersConsentForm.pdf 【UI5 カテゴリー移籍申請書 (記入見本)】 http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_UI5_TransfersConsentForm_ex.pdf</p> |
|---|